

お 知 ら せ

このたびの災害により被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。

つきましては、令和6年1月1日からの地震による被害により災害救助法が適用された被災者のお客様には、状況に応じ下記のとおりお取扱いをさせていただきます。

1. 預金証書、通帳を紛失された場合でも、ご本人を確認して払戻しいたします。
2. 届出の印鑑をなくされた場合には、ご本人を確認し拇印にて対応いたします。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。また、これを担保とする貸付も対応いたします。
4. 支払期日が経過した手形については窓口にご相談ください。
5. 災害時における手形の不渡処分について配慮いたします。また、電子記録債権についても配慮いたします。
6. 汚れた紙幣・貨幣の引換えに応じます。
7. 国債を紛失された場合の相談に応じます。
8. 応急資金の必要な方およびご返済、条件等変更を希望される方は窓口にご相談ください。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、同ガイドラインの利用に係る相談に応じます。

詳しいことは当金庫窓口へお問合せください。

令和6年1月4日

長岡信用金庫